

**地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究
有識者検討会（第1回）
議事要旨**

日 時：令和3年9月24日(金) 10:00～11:30

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、神奈川県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、泉大津市、館山市、町田市、三鷹市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピュータサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、総務省、デジタル庁、厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

デロイトトーマツコンサルティング

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 検討会等の運営について
 - (2) 本事業の背景・目的について
 - (3) 今後の進め方について
 - (4) たたき台作成方針について
3. 閉会

【配布資料】

- ・ 資料1：地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」有識者検討会 開催要綱
- ・ 資料2：「地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」有識者検討会（第1回） 事務局提出資料

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

(議事(1)について)

- 意見、質問等なし

(議事(2)(3)(4)について)

- 生活保護制度の業務運用は紙を前提に定められているところがあると感じているが、ケースワーカーが紙面情報をデータとして打ち込む業務よりも本来の業務に専念できる状態が好ましいと考えられるため、生活保護業務のデジタル化推進の可能性についても可能な限り議論ができればいいと考えている。
→当取り組みでは、まず「現在システム化されている業務・システム化可能な業務」について適切に整理を進める必要があるものと認識している。デジタル化促進に繋がる議論については、次年度以降に標準仕様の更新を重ねてゆく過程で議論を深めてゆく事を想定している。
→承知した。異論ない。
- 手戻り防止の為に、ツリー図、業務フローの粒度についてデジタル庁からご意見伺いたい。
→業務フローの粒度は、目的に沿って粒度が整理されていれば問題ないと考えている。また、業務の全体像を把握し、システム利用作業およびシステム外作業(標準化対象業務および対象外業務)等の違いが確認できるようになっている必要があると考えている。
- P.4 「標準化」「共有化」という言葉の意味および使い分けについて確認させていただきたい。
→「標準化」とは標準仕様を当検討会で検討を進めることを意味し、「共有化」とはガバメントクラウド上に標準仕様を満たしたシステム・アプリ構築を進める事を意味している。なお、原則としてガバメントクラウド上に展開いただく対象は、各ベンダーが標準仕様に則り開発した全てのシステムになるものと想定している。
- P.17 「レセプト管理システムを用いた業務も含まれるが標準仕様書はそれぞれ作成し」とはどういう意味か。
→生活保護システム標準仕様書とは別に、生活保護業務に係るレセプト管理システム標準仕様書を策定するという意味である。
- P.17 「自治体独自事業」であったとしても直ちに標準化対象外とはならない認識である。
→標準化対象外となる例として「自治体独自事業」と明記しているものの、生活保護業務は法定受託事務が基本となることから、そのようなケースはあまりないものと想定している。
- P.19 「レセプト管理システム側へ医療券交付処理簿のデータを提供する。レセプト管理システムから当該データとレセプトを突合した結果を受領し、生活保護システムへ取込みを行う。支払基金に対して支払を行う。」という表記について、このようなインターフェースをレセプト管理システムとの間に設けることは既定方針であるという認識で良いか。
→現状はレセプト管理システム側での突合を行っているため、現状に即した記載を行っている。今後どちらのシステムで突合を行うのがより望ましいのかについての意見、議論がある場合は見直すことも想定している。
- P.21 共通機能として書かれている内容まで議論することは難しいと考えているがいかかか。
→データ要件、機能要件についてはデジタル庁にて整理した結果を取込むことを想定しているが、それ以外にこれまで自治体、ベンダーに確認してきた内容や提供いただいている設計書をインプットにシステム全体の共通機能要件を整理し、たたき台を付議し、議

- 論することは可能だと考えている。
- P.27、P.31 「一部の団体」という記載について意味合いをご教示いただきたい。
→資料修正させて頂いており、「一定程度の団体」という言葉にさせて頂いている。当検討会後に修正後の資料を送付させて頂く想定である。
 - P.26 「標準化対象外」となった要件は標準準拠システムに対しては実装不可となるため、標準化対象外要件をシステム実装する場合は個別システムを自治体負担で構築することとなるものと考えている。そのため、当資料の記載内容は見直したほうが良いと考える。また、先行して標準要件を策定しているグループにおいては「標準仕様書で実装すべき機能となったものは必ず使用する必要があるのか」等の質問を多数の自治体から受領している。質問が多発している背景を推察するに、公表資料の記載がミスリードしている原因の1つではないかと考えている。要件種別はベンダーに対して位置づけているものであり、自治体に対して位置づけているものではないことから、自治体列は削除してはいかかか。
→記載内容は検討させていただく。
→基本的に生保業務全体を標準仕様で賄う必要があると考えるため、重要な個所と認識している。可能な限り必須機能として定義しつつ、オプションを絞っていく議論が必要になると理解している。
 - P.33 「パッケージベンダー帳票項目定義のみにある項目」を一律オプションとしてしまう場合、オプション項目が膨大な数になってしまう事が懸念される。オプション機能だらけの状態となることを避ける形で標準要件をまとめていただきたい。
→検討会での議論を踏まえ、オプションとする項目は絞っていく必要があると認識している。
 - P.26 必須・オプション・実装不可の帳票の例示を行うことで、自治体、ベンダーの理解を深めることができると思われる。
 - 当ツリー図について特段のご意見・ご指摘がなかったことから、この内容で確定とさせていただきます。
 - 本日の資料については、見直しを行い別途再展開させていただく。
 - 次回検討会は10月20日(水)にて実施予定とさせていただきます。
 - 第2回検討会の事前資料確認期限は9月29日(水)となっているため、ご留意いただきたい。

以上